平成２７年（フ）第３４９号
岡山市北区清輝橋４丁目４番32号ライオンズマンション岡山南604号室、旧住所岡山県浅口市鴨方町鴨方2003番地103
破産者　川崎　結城
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８号
福岡県八女市今福1046番地の10
破産者　古川運送有限会社
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１７号
宮崎県都城市広原町15号18番２
破産者　有限会社つばめタクシー
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１０４号
埼玉県白岡市岡泉982番地１
破産者　富田　浩光
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５１号
大阪府和泉市繁和町３番２―703号
破産者　飯塚商店こと　飯塚　大輔
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
茨城県神栖市木崎2406番地537、居所茨城県神栖市深芝南２―23―２　レジデンス鹿島205
破産者　矢口　信賢
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第５２号
茨城県潮来市潮来430番地５
破産者　関口　高之
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第７７８号
埼玉県加須市川口３丁目２番地４
破産者　西　　希悦
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
横浜市港北区高田東４丁目６番12―301号、開始決定時の住所横浜市港北区高田東４丁目21番12―404号
破産者　本橋　弘子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
川崎市高津区千年926番地１　ルミエール新城　406
破産者　山本亀男留
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６１号
川崎市宮前区有馬１丁目23番３―301号　安藤ビル２
破産者　末吉　雅彦
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
川崎市宮前区野川974番地　サンセール梶ヶ谷　103、前住所横浜市鶴見区鶴見中央４丁目14番５―603号
破産者　元木　光雄
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
（住民票上の住所）川崎市高津区新作３丁目13番５―206号　市営住宅
破産者　田邉美枝子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９９号
川崎市川崎区大師駅前１丁目８番２―520号
破産者　松澤　亮一
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０９号
川崎市川崎区鋼管通２丁目１番１号　ハイムアライ　201
破産者　鳥羽　邦紘
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６１０号
東京都大田区新蒲田１丁目13番９、住民票上の住所川崎市川崎区鋼管通２丁目１番１号　ハイムアライ　201
破産者　國井貴代美（開始決定時の姓鳥羽）
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２８号
川崎市多摩区中野島１丁目２番12号　グリーンペア969　102、前住所川崎市多摩区中野島１丁目12番15号　グリーンペア85　103
破産者　太田　頼之
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
新潟市中央区紫竹山５丁目５番15号　グランフィル紫竹山301号
破産者　間海　邦弘
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８４号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代406号室、住民票上の住所新潟市江南区船戸山４丁目10番13号
破産者　見田　栄征
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部